

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置について

1. 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム (IBDP) について

- 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム (以下、IBDP) とは、国際バカロレア機構が実施する国際的な教育プログラム。16歳～19歳を対象としたプログラムで、2年間で履修し、最終試験に合格すると、国際的に認められる大学入学資格 (国際バカロレア資格) を取得できる。
- 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」 (平成25年6月14日閣議決定) において、以下の通り提言。
「一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す (2018年までに200校)。」
- 「国際バカロレアアドバイザー委員会報告書 (2014年4月)」において、IBの科目と学習指導要領の科目の対応関係について整理を行い、一定の考え方を示すことが重要である旨提言。
- 教育再生実行会議第七次提言 (平成27年5月14日) において、以下の通り提言。
「国は、国際バカロレア認定校においては、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの双方を、より無理なく満たせるようにするための措置を講じる。」

2. 学校教育法施行規則の改正等

- 学校教育法施行規則を改正し、国際バカロレアと学習指導要領の双方を無理なく履修できる特例措置を新設。具体的には、以下の内容を告示で規定。
 - ① 学校設定教科・科目として設置したIBDPの科目について、生徒の負担を軽減するために、卒業に必要な単位数に算入できる上限を拡大 (20単位⇒36単位) すること。
 - ② 英数理の必履修科目及び総合的な学習の時間については、関連するIBDP科目の履修をもって代えることができること。
 - ③ 国語以外の教科等については、英語による指導を行うことができること。
- 本年8月19日に、公布・施行。